

令和3年度

第1回第二農地部会定例会議事録

令和3年4月30日（金）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和3年度 第1回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年4月30日(金) 午後2時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 19番 上野 栄一 | 5番 岸田 健 | 1番 小山 一成 |
| 9番 大滝 正秋 | 10番 滝沢 記一 | |
| 18番 長瀬 一成 | 20番 竹原 よし子 | 21番 望月 博 |
| 22番 山本 誠信 | 24番 笠原 浩一 | |

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(安塚区) 高波 澄男
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦
(頸城区) 上井 康二
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 高橋 浩一

2 欠席委員

- (1) 農業委員…2番、五十嵐 隆一、17番、岩崎 欣一の2名
(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 青田 俊一、(柿崎区) 小池 孝志、長井 恒夫
(大潟区) 細谷 正夫、(頸城区) 大島 伸一
(三和区) 福原 弥の6名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

| | | | |
|---------|-----|-------|----------|
| 安塚区駐在室 | 班 長 | 南雲 勇一 | |
| 浦川原区駐在室 | 副主任 | 江村 秀幸 | |
| 大島区駐在室 | 主 任 | 春谷 政男 | |
| 牧区駐在室 | 副主任 | 井田 義之 | |
| 柿崎区駐在室 | 室 長 | 小林 隆浩 | 主任 上田 良広 |
| 大潟区駐在室 | 班 長 | 佐藤 憲司 | |
| 頸城区駐在室 | 主 任 | 閏間 邦明 | |
| 吉川区駐在室 | 副主任 | 諏訪部 太 | |
| 三和区駐在室 | 班 長 | 中条 崇 | |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 岸田 健 9番 大滝 正秋

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 令和 2 年度第 11 回第二農地部会定例会議案で報告した案件の削除について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 4 号 農用地利用集積計画変更について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 4 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

| | |
|-------------|---|
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和3年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>本日は、出席委員10名、欠席委員は2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p> |
| 議 長 | <p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>5番岸田健委員、9番大滝正秋委員を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>10番滝沢記一委員の発声をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p> |
| 議 長 | <p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p> |
| 議 長 | <p>≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |
| 議 長 | <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の</p> |

説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2111 番から 2116 番の 6 件です。

これら 6 件は、基盤強化促進法による農地利用集積円滑化団体を仲立ちとした賃貸借でしたが、労力不足のため耕作者の要望により解約し、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、備考欄に返還後の利用計画の頁と番号を記載しましたので併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4 頁、番号 2136 番は岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限がかかりますが、本日、岩崎委員は欠席していますので、このまま岩崎委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。

議案書は 2 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 1 件、利用権を設定する土地は、田 2 筆、1,344.00 m²で、新規設定です。

詳細については、4 頁 2136 番に掲載いたしましたので、ご覧ください。高齢化と労力不足のため地域の認定農業者である法人に貸し付けるものです。

なお、農地所有適格法人ではないため、解除条件付きの賃貸借契約になっています。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問等がないようですので、番号 2136 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号 2136 番は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長

続きまして、岩崎委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員以外の案件について、ご説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 5 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、計 7 件、借り手人数 5 名、貸し手人数 7 名です。

利用権を設定する土地は、田 29 筆、24,533.00 m²、畑 4 筆、1,234.00 m²で、再設定 2 件、新規設定が 5 件です。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、3 頁番号 2129 番から 4 頁番号 2135 番までの 7 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 5 件についてご説明いたします。

3 頁をご覧ください。番号 2129 番及び 4 頁の番号 2134 番、2135 番の 3 件は報告案件で農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約された農地を中間管理機構に貸し付けるものです。次に 3 頁の番号 2132 番と 2133 番は譲渡人が自作していましたが、労力不足により地域の認定農業者に依頼するものです。

なお、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は5頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1の権利の設定の内訳は、10年超えのものが1件、借り手人数1名で、権利を設定する土地は、地目が田11筆、9,737.00㎡、新規設定が1件です。

それでは、詳細について説明します。6頁をご覧ください。番号2102番の1件です。この1件は、人・農地プランに登載されている地域の認定農業者が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<浦川原区駐在室の議案>

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告
いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2505 番から 2506 番の 2 件です。

これら 2 件は、農地中間管理機構を介して利用権設定による賃貸借をしていたも
のであり、地主の要望により、担い手と機構、機構と地主それぞれ合意解約するも
のです。返還後の利用計画は売買です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連
案件です。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は 2 頁をご覧ください。番号 2502 番の 1 件です。

2502 番の 1 件は、隣接農地を耕作している譲受人が規模拡大のため売買により所
有権移転するものです。

報告案件で農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約された農地です。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査
書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを
満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま
す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は 3 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 13 件、10 年を超えるものが 9 件、計 24 件。借り手人数 5 名、貸し手人数 24 名です。

利用権を設定する土地は、田 110 筆、90,436.52 m²で、新規設定が 22 件、再設定が 2 件です。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細については、4 頁 2524 番から 9 頁 2547 番までの 24 件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 22 件について説明いたします。

議案書は 4 頁番号 2524 番、6 頁 2526 番から 7 頁 2537 番の 13 件は、農地利用集積円滑化団体との賃借権が期間満了となったため、新たに借人と利用権設定を行うものです。

議案書 8 頁 2539 番から 9 頁 2547 番の 9 件は、農地利用集積円滑化団体との賃借権が期間満了となったため、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら 24 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めま

す。

浦川原区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。
議案書は 10 頁をご覧ください。

1 の権利の設定の内訳は、期間は 10 年を超えるものが 12 件、借り手人数 12 名、貸し手人数 1 名、権利を設定する土地は、田が 54 筆 68,953.09 m²、新規設定 12 件です。

次に、2 の権利移転です。件数は 1 件、借り手、貸し手共に 1 名で、権利を設定する土地は、田 2 筆、3,187 m²です。

詳細については、11 頁 2507 番から 13 頁 2519 番に掲載しましたので、ご覧ください。この 13 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2901 番の 1 件です。

契約内容は基盤強化促進法による賃貸借で、農地中間管理機構を介した転貸です。合意解約の事由は借受人死亡によるものです。返還後の利用計画は他者に貸付予定です。契約の残存期間は 4 年 8 ヶ月あります。現在、新たな借受人の確保を模索しております。借受人が決まり次第、上程する予定です。大島区駐在室としてそれま

での間、農地の管理が適切に行われるよう定期的に確認します。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が10件、3年を超え6年以内が14件、6年を超え10年以内が6件、合計30件、借手人数17名、貸手人数28名です。

利用権を設定する土地は、地目が「田」で90筆102,331㎡です。

再設定23件、新規設定7件です。

2利用権移転、3所有権移転はございません。

詳細は3頁2918番から7項2947番までの30件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定7件についてご説明します。

5頁2929番、2932番については、いずれも前借受人が高齢により耕作困難なため、契約満了をもって、大島農業振興公社、地域の農業者に貸し付けるものです。

その他については、いずれも借手が地域内での耕作規模の拡大を希望していたことから、前借受人の契約満了をもって新規契約者に貸し付けるものです。

なお、これら30件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜牧区駐在室の議案＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

説明の前に議案の訂正をお願ひいたします。

議案書1頁、報告第1号議案番号3305番備考欄の関連議案番号P3-No.3334となっておりますがP3をP4に訂正をお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁をご覧ください。

1頁3304番から3305番までの2件です。両案件とも基盤強化促進法による賃貸借で、3304番は借人の労力不足による解約で、解約後は地主耕作となります。

3305番は法人が耕作していましたが、貸人の要望により解約し、他者へ貸付けです。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようなので、本件について、承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が7件、6年を超え10年以内が1件で、合計8件です。借り手、貸し手共に8名で、利用権を設定する土地は田10筆、9,619㎡、畑2筆、198㎡で、新規5件、再設定3件です。

2の利用権移転は、件数は1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を移転する土地は、田3筆、1,358㎡です。

3の所有権移転は、件数は1件、買い手、売り手共に1名で、所有権を移転する土地は、田18筆、7,342㎡、畑13筆、3,497㎡です。

詳細については、3頁3342番、4頁3333番から6頁3341番の10件を掲載しましたので、ご覧ください。

初めに所有権移転1件について説明いたします。3頁をご覧ください。

番号3342番の1件です。譲渡人が高齢となり資産整理の観点から、所有農地を借り受けている譲受人に売却・所有権移転するものです。対価は総額250,000円で10a当たり23,065円と安価での譲渡となります。

次に、新規の利用権設定5件について説明いたします。

4頁、番号3333番は耕作者が労力不足となったことから法人に貸し付けるものです。3334番は前段の報告案件で、承認いただいた案件です。貸人の要望により解約し、地域の認定農業者に貸し付けるものです。

3336番、3339は耕作者が労力不足となったことから、近隣の耕作者に貸し付けるものです。5頁、3340番は耕作者が高齢で、労力不足となったことから地域の認定農業者に貸し付けるものです。

次に利用権移転1件について説明いたします。6頁をご覧ください。

番号3341番はこれまで法人耕作の農地を法人の都合により、法人の構成員である譲受人に10a当たり2,000円で、前契約の残り期間を権利移転するものです。

なお、これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は7頁をご覧ください。番号1番の1件です。

対象地区 1、地区内集落は同じく 1、区域内農地 34.5ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体数 6 経営体となっています。

8 頁に地区の一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました個表も併せてご覧ください。

それでは、今回、実質化された人・農地プランについてご説明いたします。

8 頁をご覧ください。番号 1 番、高尾地区は基盤整備がなされ、地区耕地の半数以上が 6 経営体に集約され、今後も貸し付け意向の農地が出てきた場合、地区内集落の中心経営体に集約していく意向であり、安定した営農が期待できる地域であります。

今回、ご審議いただく案件は、地区内の過半数の農地が集積されていないまでも、アンケートの実施、地図による現況把握、地域の話し合いで将来方針が作成されております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《柿崎区駐在室の議案》

議 長

次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件で、計 7 件、借り手人数 7 名、貸し手人数 6 名です。利用権を設定する土地は、地目が田 17 筆 12,750 m²、再設定 5 件、新規設定 2 件です。

次に、2 の利用権移転です。件数は 2 件、借り手、貸し手共に 1 名で、利用権を移転する土地は、地目が田 3 筆 5,957 m²です。

3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁3860番から5頁3868番までの9件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件について説明いたします。

議案書は2頁、3861番、4頁、3866番の2件をご覧ください。

2頁、3861番は、これまで貸人が自作されていましたが、労力不足により経営規模を縮小することから、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

4頁、3866番は、これまで農地利用集積円滑化団体である「JAえちご上越農業協同組合」を介し、転貸されていましたが、契約期間が満了となったことから、地域の担い手へ貸し付けるものです。

次に利用権移転2件について説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。

番号3867番、3868番の2件は、借り手が亡くなったことに伴い、親族が相続代表者となり、地域の認定農業者へ利用権を移転するものです。

なお、これら9件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について>

議 長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は6頁をご覧ください。

今回は、実質化された人・農地プラン2件の内、1件は地区内の担い手である中心経営体の追加により変更するプランの意見照会となっております。7頁に地区の一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

それでは今回、実質化された人・農地プランについて説明いたします。7頁をご

覧ください。番号 1 番、柿崎区上下浜地区です。区域内の農地面積 4.1ha、近い将来の農地の受け手の状況は、中心経営体が 3 経営体おり、地区内の集積面積は 2.4 ヘクタール、担い手への集積率は 58.5%となっています。今後の農地利用は、当面は現状維持が可能としており、離農などにより農地の貸付希望者がいる場合には、中心経営体へ集約することとしています。

次に、実質化された人・農地プランの変更、番号 1 番、柿崎区百木地区について説明いたします。変更内容は、地区内の担い手である中心経営体 1 名を追加するものです。変更箇所については、別冊の個表に掲載されております「中心経営体の氏名等」の内容にアンダーラインを引いてあります。区域内の農地面積 55.9 ヘクタール、近い将来の農地の受け手の状況は、中心経営体が 9 経営体おり、地区内の集積面積は 36.0 ヘクタール、担い手への集積率は 64.4%となっています。今後、入りを希望する認定農業者の受け入れを促進することとしています。以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成委員は挙手）

議長 　賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《大潟区駐在室の議案》

議長 　次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 令和 2 年度第 11 回第二農地部会定例会議案で報告した案件の削除について＞

議長 　報告第 1 号「令和 2 年度第 11 回第二農地部会定例会議案で報告した案件の削除について」事務局の説明を求めます。

大潟区 　大潟区駐在室長の柳澤と申します。よろしくお願いたします。

駐在室長 　議案に入ります前に報告第 1 号について、駐在室の手違いにより報告案件の削除をさせていただくこととなりました。事務処理上このようなことが今後ないよう十分に注意してまいりますとともに、お詫びを申し上げます。詳細につきましては担当が説明いたします。

大潟区 　それでは、報告第 1 号「令和 2 年度第 11 回第二農地部会定例会議案で報告した

| | |
|-------------|---|
| 駐在室 | <p>案件の削除について」ご報告いたします。この報告案件については2月に開催された第11回第二農地部会において報告いたしました案件に誤りがありましたことから、案件を削除させていただくとともに、お詫びを申し上げます。</p> <p>それでは、議案書は1頁をご覧ください。2月1日に新たに設立された法人の構成員5名が、これまで利用権を設定し、賃借していた農地を法人に引き継ぐための合意解約手続きにおいて、24件、53筆の事務処理を行いました。事務処理の過程で、番号4611番と4619番の2件が、えちご上越農業協同組合を介した3者契約であるにもかかわらず、あやまって相対契約の解約として処理してしまったものです。したがって、2月の報告案件の2件を解約前の状態に戻し、今回、新たにえちご上越農業協同組合を介した3者契約を合意解約するものです。合意解約の報告については、報告第2号で行います。以上です。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>今ほどの説明に関しまして、本日この後に担当者会議を開催することとしており、その中で再発防止に向けての注意喚起を図りたいと考えております。誠に申し訳ありませんでした。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について> 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 大潟区 駐在室 | <p>報告第2号「農地法第18条第6項規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号でご説明した案件です。議案番号4634番から4637番までの4件は2月1日に新たに設立された法人へ農地中間管理機構を介して利用権を設定するために、えちご上越農業協同組合を介した利用権を解約するものです。</p> <p>なお、これまでの耕作者はいずれも法人の構成員となっています。備考欄に返還後の利用計画及び関連案件の頁、議案番号を記載しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |

大滝委員

報告第1号でも説明があったが、えちご上越農業協同組合を介した契約の合意解約の場合、普通、貸手借手双方に書類があり分かるはずだが、印を押す時や申請時に当人も担当者も分からなかったのか。

大潟区
駐在室

報告第1号で説明させていただきましたが、相対契約の合意解約が先に多く提出され、えちご上越農業協同組合を介した3者契約である2件についても勘違いにより2月に相対契約の合意解約として報告したものです。

大滝委員

契約事項であり、今後このようなことがないようにお願いしたい。

議 長

他に質問がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届書の受理について」ご報告いたします。

議案書は3頁をご覧ください。議案番号4623番及び4627番は大潟区潟守新田地内の登記簿地目「畑」、面積696㎡及び82㎡を企業の駐車場として利用するため、売買するものです。位置図は4頁及び8頁をご覧ください。

次に、議案番号4624番は大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積352㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は5頁をご覧ください。

次に、議案番号4625番は大潟区渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積560㎡を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。位置図は6頁をご覧ください。

次に、議案番号4626番は大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積271㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は7頁をご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第4号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第 4 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。
議案書は 9 頁をご覧ください。議案番号 4601 番の 1 件です。賃借料の見直しによる額の変更であり、賃借料以外の変更はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は 10 頁をご覧ください。
1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 3 件、10 年超えが 26 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 29 名です。利用権を設定する土地は田が 84 筆 160,003 ㎡、畑が 1 筆 853 ㎡で再設定 3 件、新規設定は 26 件です。
2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。
詳細については 11 頁の番号 4619 番から 15 頁の 4647 番までの 29 件を掲載しましたのでご覧ください。

それでは、新規の利用権設定 26 件についてご説明します。

議案書は 12 頁をご覧ください。

議案番号 4622 番から議案書 15 頁、議案番号 4647 番までの 26 件です。

譲渡人はいずれもこれまで他の耕作者と利用権を設定していましたが、耕作者が新たに設立された法人の構成員となったため、合意解約の後、農地中間管理機構を介し、新たな法人と利用権を設定するために、今回、農地中間管理機構に貸し付けるものです。

なお、これら 29 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は 16 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1 の権利の設定の内訳は、10 年超えのものが 1 件、借り手、貸し手共に 1 名です。

権利を設定する土地は、田が 6 筆、10,635 m²、畑が 1 筆、373 m²で、新規設定 1 件です。

2 の権利の移転の内訳は、借り手、貸し手共に 1 名で、権利を移転する土地は田が 3 筆、8,695 m²です。

はじめに、権利設定の明細についてご説明します。

議案書は 17 頁をご覧ください。議案番号 4601 番は人・農地プランに登載されている地域の認定農業者が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

次に、権利移転の明細についてご説明します。

議案書は 18 頁をご覧ください。番号 4602 番の 1 件です。

譲渡人はこれまで農地中間管理機構を介して、借り受けていた「田」3 筆 8,695 m²について、自身が農事組合法人の構成員となることから、自ら所属する法人へ賃借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について＞

議 長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は19頁をご覧ください。

1 実質化された人・農地プランの変更1件です。

対象地区1、地区内集落は21、区域内農地面積は473ヘクタール、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体43、出し手6名で、13.8ヘクタールとなっています。20頁に地区の一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

プランの変更内容は、地区内の担い手である中心経営体を追加するものです。変更箇所については、別冊の人・農地プラン案にアンダーラインを引いてあります。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が4件、期間3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が3件で、合計9件、借り手、貸し手共に9名です。

利用権を設定する土地は、田 30 筆、78,708 ㎡で、再設定 9 件です。

2 利用権移転、3 所有権移転はございません。

詳細については、2 頁の 5351 番から 4 頁の 5359 番までの 9 件を掲載いたしました。

なお、これら 9 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

5 頁をご覧ください。

1 権利の設定は、10 年を超えるものが 5 件、借り手人数 5 名、貸し手人数 1 名で、権利を設定する土地は、田が 30 筆 82,850 ㎡、新規設定が 5 件です。

2 の権利の移転はありません

詳細については、6 頁 5307 番から 5311 番に掲載しましたので、ご覧ください。

この 5 件は、全て人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

番号6221番から2頁6230番までの10件です。

まず、6221番ですが、当該地は農地法第3条により賃貸借契約が締結されておりましたが、耕作不便により返還したいとの賃借人からの願いを所有者が承諾し、解約となったものです。返還後は地主耕作となります。

次に6222番から6225番の4件については、本年1月に新たに設立された農事組合法人に耕作を移す目的で、個人間の契約を解消するものです。

また、6226番から2頁6230番までの5件は、隣接集落の農事組合法人同士で農地集積のために互いの耕地を交換するもので、所有者の同意を得て、一旦、耕作権を解消するものです。備考欄に関連する案件の頁、番号を記載しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号6201番から9頁6248番までの48件です。

耕作者はすべて同一の農事組合法人で、賃借料の変更となります。

なお、48 件中の 30 件については、契約期間短縮の変更を伴っております。地権者が多く契約更新の手続き等が煩雑であることから、農閑期にまとめて更新手続きをしたいとの耕作者の意向からの変更であります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は 10 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 41 件、6 年を超え 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 15 件で、合計 59 件、借り手 8 名、貸し手 57 名です。利用権を設定する土地は、田が 261 筆 435,130 m²、畑 1 筆 340 m²。再設定 36 件、新規設定 23 件です。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

詳細は、11 頁 6309 番から 21 頁 6367 番までの 59 件を掲載しましたので、ご覧ください。

では、新規の利用権設定 23 件についてご説明いたします。

12 頁番号 6311 番、6312 番の 2 件は、集落の別の農業者が基盤強化促進法の利用権を取得して耕作しておりましたが、高齢となって労力不足であることから期間満了を機に、別の農業者である譲受人と新たに利用権を設定するものです。

15 頁 6332 番は、契約期間に空きが生じたことから、新規案件扱いとなっておりますが、実質的には耕作が継続しており再設定案件であります。

6333 番、6335 番から 6337 番、16 頁 6339 番の 5 件は、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で、ご報告した関連案件です。隣接集落の農事組合法人同士の農地集積のため、一旦解約し、契約条件を整理して、農事組合法人と利用権を設定するものです。

19 頁番号 6353 番は、先月の第二農地部会定例会で上程いたしました「合意解約通知」において、ご報告いたしました関連案件です。耕作者の労力不足により返還を受けた農地を近隣集落の認定農業者に貸すことを視野に農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

6354 番、6355 番、20 頁 6363 番、21 頁 6367 番の 4 件は、先の合意解約の報告で、ご説明申し上げたとおり、本年 1 月新たに設立された農事組合法人が耕作することを視野に耕作条件等の整理のため、個人との利用権を一旦解消して、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

19 頁 6356 番から 6359 番、20 頁 6360 番から 6362 番、6364 番から 6366 番の 10 件は、今まで自作していた農地を農事組合法人の設立を機に耕作を依頼することを視野に農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、農地中間管理機構を介した農地の利用配分は来月以降ご審議いただく予定としております。

これら 59 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は 22 頁をご覧ください。

1 権利の設定の内訳は、期間 10 年を超えるものが 3 件、借り手人数 3 名、貸し手人数 1 名、権利を設定する土地は、田 110 筆、158,573 m²、畑 1 筆 1,914 m²、新規設定 3 件です。

2 の権利の移転の内訳は、件数は 1 件、借り手、貸し手共に 1 名で、権利を移転する土地は、田 4 筆、7,024 m²です。

詳細は 23 頁 6209 番から 24 頁 6212 番の 4 件を掲載しましたので、ご覧ください。

23 頁 6209 番から 6211 番の 3 件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、

農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。

24 頁 6212 番は、人・農地プランに登載された担い手が耕作しておりましたが、今冬の大雪により、自身の農業用施設に被害が生じ、経営を縮小せざるを得なくなったことから、近隣集落の認定農事組合法人へ賃借権を移転するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

説明の前に議案の訂正をお願いいたします。1 頁、返還後の利用計画欄で番号 8603、8604 番、他者へ貸付となっておりますが、貸付予定と予定を加えてください。

1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 8603 番から 8612 番の 10 件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、農地集約のための解約や耕作者の労力不足によるもので、返還後の利用計画は、他者へ売却、貸付等となっております。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。
議案書は3頁をご覧ください。番号8603番の1件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更で、小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

説明の前に議案の訂正をお願いいたします。4頁備考欄、建蔽率が25.7%となっておりますが、27.57%に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。番号8603番の1件です。

5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は三和区番町地内の畑2筆29.18㎡です。

申請者は現在、市内で両親とともに暮らしていますが、昨年、子供が生まれたことなどで住まいが手狭になり、また、子育てなど将来の事を考え、すでに宅地であった土地を購入し一般住宅を建設する予定です。

また、併せて家庭菜園や堆雪場のスペース確保のために申請地を利用するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地に該当し、許可は可能と考えます。

土地利用計画は住宅1棟・建築面積62.93㎡、カーポート30.25㎡、物置6.91㎡で建蔽率は27.57%です。工事期間は、許可日から令和3年10月29日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は県道側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議長

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
議案書は7頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が5件、3年超6年以内が6件、6年超10年以内が10件、10年を超えるものが2件で、計23件、借り手人数16名、貸し手人数23名です。利用権を設定する土地は、田が41筆124,419㎡、再設定10件、新規設定13件です。

次に、2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数2件、買い手、売り手共に2名、所有権を移転する土地は、田3筆、6,123.00㎡です。

詳細については、8頁8655番から13頁8654番までの25件を掲載しましたので、ご覧ください。

まず、所有権移転について説明いたします。8頁をご覧ください。

番号8655番、8656番の2件は、これまで利用権設定により別の受け人が耕作していたものを買い手の規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

次に、新規の利用権設定13件について説明いたします。

10頁8641番、8642番の2件は、これまで別の借り手が耕作していましたが、労力不足のため農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

11頁8643番から8649番、12頁8651番から13頁8654番の11件は、相手方からの要望や地域の担い手への集約を理由として、新たに賃貸借契約を結ぶものです。

これら25件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。
議案書は14頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、10年を超えるものが1件、借り手人数2名、貸し手人数1名、権利を設定する土地は、田が4筆29,759㎡、新規設定2件です。

2の権利の移転の内訳は、件数は2件、借り手人数、貸し手人数共に2名です。
権利を移転する土地は、田が12筆27,703㎡です。

詳細については、15頁8603から16頁8606番に掲載しましたので、ご覧ください。この4件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議 長

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は17頁をご覧ください。番号1番の1件です。

対象地区1、地区内集落は同じく1、区域内農地50.4ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体数12経営体となっています。

詳細については、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

実質化された人・農地プランの変更について説明いたします。変更内容は、地区内の担い手である中心経営体を追加するものです。変更箇所については、別冊の個表に掲載されております「中心経営体の氏名等」の内容にアンダーラインを引いてあります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

柿崎区
駐在室

事務局から連絡事項があります。お手元にお配りしました「令和4年度農林関係税制改正要望について」をご覧ください。来年度の税制改正へ向け、上越市農業委員会では要望を県農業会議へ提出することとしましたので、要望がありましたら提出くださるようお願いいたします。

議 長

他に何かありますでしょうか。何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。

【7. その他】

柿崎区
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

| | |
|-------------|--|
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第1回第二農地部会定例会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p> |

午後3時35分終了

上越市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印